

三島市建設工事競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約及び工事材料の製造請負契約について、三島市（以下「市」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 地方債券
- (2) 国債証券
- (3) 市長の承認した有価証券

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額（同項第2号に掲げるものであつて証券に表示された売出価格が額面金額以上であるものにあつては、その売出価格）、同項第3号に掲げるものにあつては額面金額（証券に表示せられた売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。ただし、電子入札による場合は、電子入札締

切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を入札箱に投入して行うこと。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第8条 入札書（三島市建設工事執行規則（平成9年三島市規則第26号。以下「規則」という。）第8条の様式第1号による入札書をいう。以下同じ。）は、封印の上、封筒に入札番号、工事名、工事場所、入札書在中、入札者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）、代理人の場合は代理人の氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。

- 2 電子入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時までに入札書を電子入札システムにより提出するものとする。

- 3 郵便入札による場合は、公告又は指名通知に示した日時及び場所に到達するように、1項の封筒を書留郵便により提出しなければならない。

- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出させなければならない。

- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第10条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は、取りやめることがある。

- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

- 4 指名競争入札にあっては、入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、入札書は開封しないで返却する。

(開札)

第11条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 予定価格を事前公表した場合には、その予定価格を超える入札
- (13) 郵便入札による場合は、三島市郵便入札実施要領第 9 条の規定に該当する入札
- (14) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 13 条 入札は、予定価格以内最低価格のものをもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、三島市最低制限価格制度実施要領により、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 14 条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、電子入札については運用基準に定められたとおりとし、郵便による入札を行った者である場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、入札執行者が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の再度入札の回数は、原則として 1 回以内とする。

- 3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第 12 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合の最低

制限価格以上の価格で入札した者に限る。

第 15 条 削除

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 16 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムによりくじ引きを行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 17 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者又は第 11 条第 2 項の当該入札事務に関係のない市職員に直ちに口頭で知らせる。ただし、電子入札による場合は、電子入札システムにより通知する。

(契約の締結)

第 18 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、規則第 10 条第 1 項の様式第 3 号による建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

3 前項の場合、入札保証金は市に帰属する。ただし、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 19 条 契約書の作成を省略する場合は、規則第 10 条第 1 項の様式第 5 号による建設工事請書を徴する。この場合においては前条の規定を準用する。

(契約の確定)

第 20 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。電子契約を締結する場合は、三島市電子契約実施要領第 9 条に定める手続に従い、当該要領に基づく電子署名及びタイムスタンプが電子契約書に付与され、合意締結証明書が適正に発行されたときに確定するものとする。ただし、予定価格が 1 億 5 千万円以上の契約については、落札後、仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三島市条例第 35 号）の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第 21 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第 22 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだと

き。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 23 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 地方債券

(2) 国債証券

(3) 市長が承認した有価証券

(4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(5) 公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号から第 3 号に掲げるものにあつては第 3 条第 2 項に規定する額、同項第 4 号及び第 5 号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第 24 条 落札者は、第 22 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合又は前条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。ただし、電子的方法であつて、市長が別に定める措置を講じた場合は、保証書等を提出したものとみなす。

(異議の申立)

第 25 条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書その他契約締結に必要な条件についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 26 条 この心得は、当分の間、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供に係る契約並びに随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料

様式第 1 号入札書

様式第 2 号見積書

様式第 3 号建設工事請負契約書

様式第 4 号建設工事請負仮契約書

様式第 5 号建設工事請書

様式第 6 号建設工事変更請負契約書

様式第 7 号建設工事変更請書

三島市建設工事請負契約約款

様式第 1 号 (第 8 条関係)

入 札 書

1 入 札 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工事箇所 市 町

上記の工事を、建設工事競争契約入札心得を承諾のうえ、下記の金額で請け負いたいので申し込みます。

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	萬	千	百	拾	元
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

発注者 三島市長 あて

住所

入札者 名 称

氏 名

(上記代理人

④)

注：貴社が見積もった契約希望金額（消費税含む）の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は、消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を「入札金額欄」に記入してください。

見積書

1 見積番号 第 号

2 工 事 名

3 工事箇所 市 町

上記の工事を、建設工事競争契約入札心得を承諾のうえ、下記の金額で請け負いたい
ので申し込みます。

見積金額

[illegible]

年 月 日

発注者 三島市長 あて

住所

見積者 名 称

氏 名 (印)

(上記代理人) (印)

注：貴社が見積もった契約希望金額（消費税含む）の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は、消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を「見積金額」欄に記入してください。

様式第 3 号 (第 10 条関係)

建設工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

収 入

印 紙

4 請負代金額 ￥

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ￥

5 請負代金の支払

前 払 金 額 ￥ 中間前払金 ￥

部分払回数 回以内

工事完成後一括払

6 契約保証金

納 付 ￥

担 保 提 供 三島市契約規則(平成17年三島市規則第5号)第34条第1項
第 号該当

免 除 三島市契約規則第33条第 号該当

7 解体工事に要する費用等 [建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事]

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 再資源化等に要する費用

上記の工事について、発注者 三島市と受注者 とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

発注者 三島市長

印

住 所
受注者 名 称
氏 名

印

様式第4号（第10条関係）

建設工事請負仮契約書

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 着手 三島市議会の議決後において発注者が指定する日

完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ￥

5 請負代金の支払

前払金額 ￥ 中間前払金 ￥

部分払回数 回以内

工事完成後一括払

6 契約保証金

納付 ￥

担保提供 三島市契約規則(平成17年三島市規則第5号)第34条第1項
第 号該当

免除 三島市契約規則第33条第 号該当

7 解体工事に要する費用等 [建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事]

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 再資源化等に要する費用

上記の工事について、発注者 三島市と受注者 とは、
おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、三島市議会の議決を経たときに、これを本契約とする。
なお、この仮契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注
者は、一切の責めを負わない。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有す
る。ただし、契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が
電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子
署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

発注者 三島市長

印

受注者 住所
名称
氏名

印

様式第 5 号（第 10 条関係）

建 設 工 事 請 書

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

市 町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

収 入
印 紙

4 請負代金額 ¥
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥

5 解体工事に要する費用等 [建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事]

- (1) 分別解体等の方法 _____
(2) 解体工事に要する費用 _____
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____
(4) 再資源化等に要する費用 _____

6 そ の 他

上記の工事の施工については、三島市建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 三島市長 あて

受注者 住 所
名 称
氏 名



様式第 6 号（第 10 条関係）

紙 印

3 變更事項

及び地方消費税の額 ￥

様式第7号（第10条関係）

建設工事変更請書

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

市

町

3 変 更 事 項

(1) 請負増減額 ¥ _____

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ¥ _____

(2) 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

(3) 工 事 内 容

別添設計図書(仕様書、設計書、図面)のとおり

(4) 解体工事に要する費用等 [建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事]

(ア) 分別解体等の方法 _____

(イ) 解体工事に要する費用 _____

(ウ) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(エ) 再資源化等に要する費用 _____

4 そ の 他

上記のとおり 年 月 日提出した請書を変更し、相違なく完成します。

年 月 日

発注者 三島市長

あて

受注者 住 所
 名 称
 氏 名

印

収 入

印 紙